

現物取引の清算業務における信用力に応じた当初証拠金の割増制度の整備に係る制度要綱

2018年12月5日
株式会社 日本証券クリアリング機構

I. 趣旨

清算機関は、FMI原則（金融市場インフラのための原則）等の国際規制によって、清算参加者の信用リスクを証拠金所要額計算に適切に反映することが求められている。当社は、CDS清算業務、金利スワップ取引清算業務及び国債店頭取引清算業務といった各清算業務において、清算参加者の信用リスクに基づいた証拠金割増制度を設けており、同リスクが高まった際に証拠金を割り増すこととしている。また、上場デリバティブ取引の清算業務においても、来年に予定しているモニタリング証拠金（特定先緊急取引証拠金）の本格適用により、同様に信用リスクに応じた証拠金の割増制度を整備予定である。

そこで、現物取引の清算業務においても、清算参加者の信用リスクを当初証拠金所要額に反映し、機動的に所要額の割増を実施する制度の整備を行うこととする。

II. 概要

項目	内容	備考
1. 当初証拠金所要額の割増 (1) 割増を行う条件	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、清算参加者の純財産額（登録金融機関又は証券金融会社の場合は純資産額をいう。以下同じ。）が20億円未満となった場合に、当初証拠金所要額を引き上げることができることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現物清算資格の取得に必要な純財産額は、20億円としている。
(2) 割増額	<ul style="list-style-type: none"> (1)の当初証拠金所要額の割増を行う場合の当該割増額は、当初証拠金所要額の割増基礎額に割増率を乗じた額とする。 	
(3) 割増率	<ul style="list-style-type: none"> (2)の「割増率」は、清算参加者の純財産額に応じ、次のとおりとする。 純財産額が20億円未満10億円以上 : 0.5 純財産額が10億円未満 : 1.0 	
(4) 当初証拠金所要額の割増基礎額	<ul style="list-style-type: none"> (2)の「当初証拠金所要額の割増基礎額」は、清算参加者の過去3か月間における、当初証拠金所要額の上位50%の平均額（過去3か月間にお 	<ul style="list-style-type: none"> 現物取引は、当初証拠金所要額の変動が大きく、割増基礎額を日々の当初証

項目	内容	備考
2. 割増額の算出頻度等	<p>ける日々の当初証拠金所要額について、一の数値以下の数字の個数が総数の50%以上となる場合の当該当初証拠金所要額のうち最小値を超えるものの平均額) とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1. の当初証拠金所要額の割増額は、前月の最終営業日を基準日として毎月算出し、同5営業日から適用する。 ・ 割増の結果として当初証拠金所要額の総額に不足が生じた清算参加者は、その不足額以上の額を、不足額が生じた日(適用日)の翌営業日の午後2時までに当社に追加預託しなければならない。 	<p>証拠金所要額とし、これに割増率を乗じた額を割増額とすることは、プロシクリカリティ防止の観点から望ましくない。このため、割増基礎額を一定期間の上位50%の平均額としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の現物清算基金に係る所要額の適用サイクルと同様とする。 ・ 円貨、当社が指定する通貨又は有価証券をもって預託することができる。

III. 実施時期

- ・ 2019年4月1日から実施する。

以上